

ご存知ですか？

# 不動産登記申請時に 固定資産税・都市計画税 課税明細書が ご利用いただけます

所有権移転にかかる不動産登記申請の際、登録免許税の算定のため、固定資産の価格の記載が必要になります。

その確認書類として、固定資産評価証明書代わりに課税明細書を利用できる場合があります。



■ 詳しくは、東京法務局までお問い合わせください ■

課税明細書を利用する際は、納税通知書とともに、法務局の窓口で  
原本を提示してください。

☞ 課税明細書は、1月1日現在、土地・家屋を所有されている方に  
固定資産税・都市計画税納税通知書とともに（同時期に）  
お送りしています。

☞ 課税明細書がお手元がない場合は、23区内の各都税事務所で  
固定資産評価証明書を申請してください。

## お問合せ先

### 【登記申請に関すること】

東京法務局 登記電話案内室

03 (5318) 0261 （平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

### 【固定資産税に関すること】

資産が所在する区にある都税事務所（裏面のとおりに）

## 都 税 事 務 所 一 覧

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号（代表）
千代田都税事務所	〒101-8520	千代田区内神田2-1-12	03 (3252) 7141
中央都税事務所	〒104-8558	中央区新富2-6-1	03 (3553) 2151
港都税事務所	〒106-8560	港区麻布台3-5-6	03 (5549) 3800
新宿都税事務所	〒160-8304	新宿区西新宿7-5-8	03 (3369) 7151
文京都税事務所	〒112-8550	文京区春日1-16-21	03 (3812) 3241
台東都税事務所	〒111-8606	台東区雷門1-6-1	03 (3841) 1271
墨田都税事務所	〒130-8608	墨田区業平1-7-4	03 (3625) 5061
江東都税事務所	〒136-8533	江東区大島3-1-3	03 (3637) 7121
品川都税事務所	〒140-8716	品川区広町2-1-36	03 (3774) 6666
目黒都税事務所	〒153-8937	目黒区上目黒2-19-15	03 (5722) 9001
大田都税事務所	〒144-8511	大田区新浦田1-18-22	03 (3733) 2411
世田谷都税事務所	〒154-8577	世田谷区若林4-22-13	03 (3413) 7111
渋谷都税事務所	〒151-8546	渋谷区千駄ヶ谷4-3-15	03 ( 5422 ) 8780
中野都税事務所	〒164-0001	中野区中野4-6-15	03 (3386) 1111
杉並都税事務所	〒166-8502	杉並区成田東5-39-11	03 (3393) 1171
豊島都税事務所	〒171-8506	豊島区西池袋1-17-1	03 (3981) 1211
北都税事務所	〒114-8517	北区中十条1-7-8	03 (3908) 1171
荒川都税事務所	〒116-8586	荒川区西日暮里2-25-1	03 (3802) 8111
板橋都税事務所	〒173-8510	板橋区大山東町44-8	03 (3963) 2111
練馬都税事務所	〒176-8511	練馬区豊玉北6-13-10	03 (3993) 2261
足立都税事務所	〒123-8512	足立区西新井栄町2-8-15	03 (5888) 6211
葛飾都税事務所	〒124-8520	葛飾区立石5-13-1	03 (3697) 7511
江戸川都税事務所	〒132-8551	江戸川区中央4-24-19	03 (3654) 2151

窓口開設時間は、平日午前8時30分から午後5時までです。